

群馬県温泉事務指導要綱の一部改正（案）に関する意見概要、意見に対する考え方及び修正した箇所

| 番号 | 提出された意見の概要（要旨） | | 意見に対する考え方 | 意見の採択により修正した箇所の有・無 | 意見の採択により修正した箇所 | |
|----|---------------------------------------|---|---|--------------------|--|---|
| | | | | | 修正前 | 修正後 |
| 1 | 別表第1 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準 | | | | | |
| | 1 用語の定義 (8) 「協議会等における合意形成」について | 以下の理由により、(8)を全文削除すべきである。 ・全会一致を原則とすると、事業者が事業に賛成する地域関係者のみで協議会委員を構成する可能性があるため ・どのような状態を同意とすべきか各地域の協議会委員の意思決定に委ねるべきであるため | 温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)のp.31、p.32にある協議会体制の構築例に準じて、協議会等の委員を構成する必要があると考えています。また、どのような状態を同意とすべきか各地域の協議会の意思決定を尊重したものにしておりましたが、定義が理解しにくいものとなっておりますので、原案を修正させていただきます。 | 有 | (8) 「協議会等における合意形成」とは、協議会等の構成員全員の意見の一致をいう。ただし、協議会等において協議会等の構成員全員の意見の一致のもと、異なる定義とした場合は、この限りではない。 | (8) 「協議会等における合意形成」とは、協議会等の全員の意見の一致を原則とする。ただし、協議会等で異なる定義とした場合は、この限りではない。 |
| 2 | 4 規制内容 (4) 枝掘規制について | ただし書きは、「複数の掘削孔路は認めない」と「分岐点から先の旧孔内部分を適切に埋め戻すこと」の2ヶ所にかけていただきたい。 | 御意見の趣旨については、原案に含まれていると考えていますので、原案のとおりとさせていただきます。 | 無 | — | — |
| 3 | 6 関係者間の合意形成 (1) 既存源泉の温泉権利者の同意書について | 温泉権利者が見つからないことが考えられること、既存源泉を使用する温泉利用者への影響も大きいこと、同意の対象になり得ると考えられるため、温泉権利者、温泉管理責任者、温泉利用者のいずれかの同意に修正していただきたい。 | 源泉の権利は温泉権利者が所有しており、温泉権利者との契約等により温泉管理責任者又は温泉利用者になると考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。なお、温泉権利者が見つからないことについては、個々に検討することであるとと考えています。 | 無 | — | — |
| 4 | | 「協議会等でこの範囲を超えた設定をした場合」の表現を、「協議会等において異なる範囲を設定した場合」に修正すべきである。 | 影響の範囲が広範囲に及ぶと想定された場合に同意書を取得する源泉の範囲を広げるものであり、また、影響の可能性がある源泉の温泉権利者の意見を明確にするため、原案のとおりとさせていただきます。 | 無 | — | — |